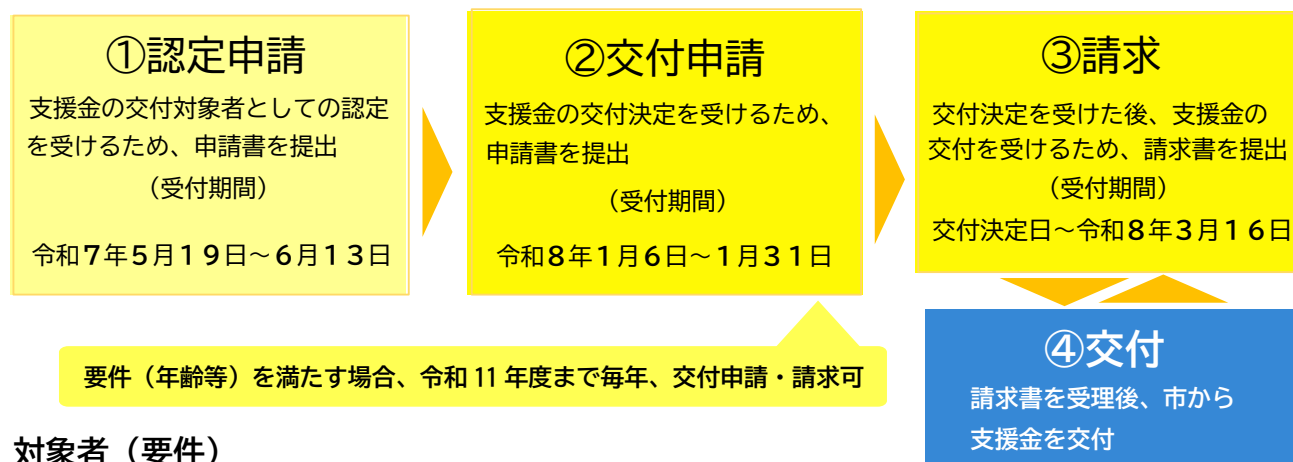


令和7年度 平塚市青少年奨学金返還支援金募集要項

1 支援金制度の概要

奨学金を返済している若者世代に、奨学金返済額の一部を補助することで、経済的負担を軽減し、将来に明るい希望が持てるように支援するため、大学等を卒業し就業している者で、奨学金の返還を行うものに対して支援金の交付を行います。

2 手続きの流れ



3 対象者(要件)

次の(1)、(2)に掲げる要件を全て満たし、(3)に掲げる欠格事項のいずれにも該当しない方を対象とします。

(1) 認定申請時点

- ア 29歳以下の方(令和8年(2026年)3月末時点)
- イ 大学等*1を卒業していること
- ウ 大学等の在学中に、本人名義で奨学金*2の貸与を受け、自ら返済をしている方
- エ 令和7年(2025年)の1月1日現在において平塚市の住民基本台帳に記録されていること
- オ 令和8年(2026年)の1月1日から起算して、定住*3を5年以上継続する意思がある方
- カ 市内企業等に常勤*4の従業員等として就業していること又は市内の自営業者であること
- キ 同種の奨学金返還に係る支援を受けていないこと
- ク 過去に本制度の支援金の交付を受けていないこと。
 - *1 学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校(専門課程に限る)
 - *2 独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)第1種・第2種奨学金、地方公共団体が貸与する奨学金など(申請者本人の名義で借受けているものに限る)
 - *3 平塚市の住民基本台帳に記録されており、当該住所地を生活の本拠としていることをいう。
 - *4 1週間の勤務時間が1年を平均して30時間以上又は1月の勤務時間が120時間を超える勤務条件に該当し、市内企業等を適用事業所とする雇用保険の被保険者であること。(5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業に従事する場合は、この限りではない)

(2) 交付申請時点

- ア 29歳以下の方(交付申請日の属する年度の3月末時点)
- イ 令和7年(2025年)1月1日以降、継続して平塚市の住民基本台帳に記録されていること。
- ウ 認定申請日以降、継続して就業していること
- エ 奨学金の返済を滞納していないこと
- オ 市税を滞納していないこと
- カ 同種の奨学金返還に係る支援を受けていないこと

(3) 欠格事項

- ア 公務員として就職している場合
- イ 平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第8条に規定する必要な措置として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当する場合
- ウ 就業内容が公序良俗に反するものである場合

4 支援内容

(1) 支援の対象となる奨学金の範囲

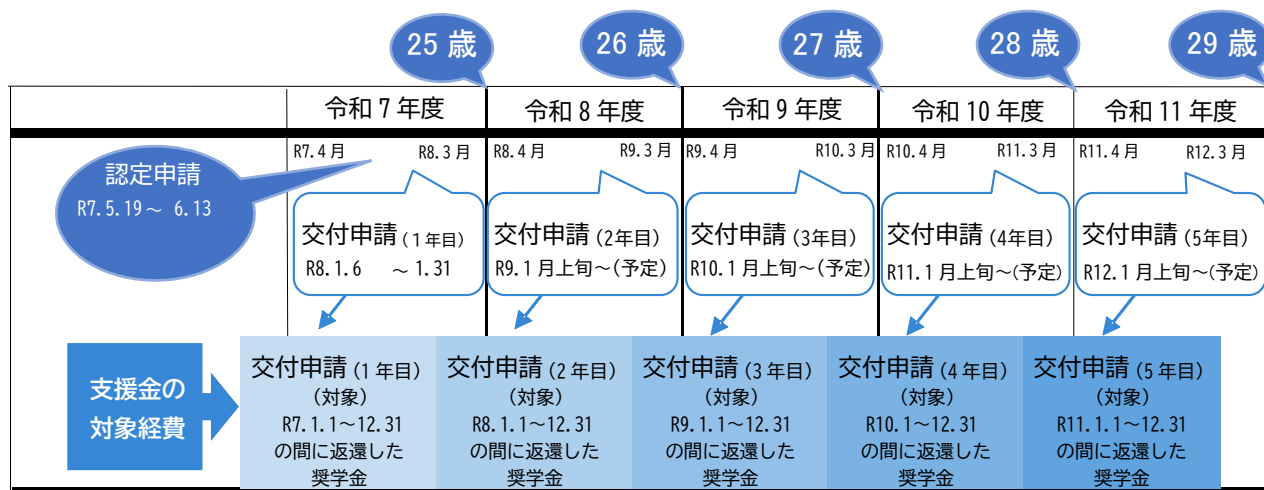
令和7年（2025年）1月1日から起算して最長5年*1の間に返還した奨学金の額

*1 毎年度、交付申請の要件（交付申請日の属する年度の年度末において、29歳以下であること等）を満たした上で交付申請をする必要があります。

例：令和8年（2026年）3月31日現在、満25歳の方の場合

支援金の交付対象経費 … 令和7年（2025年）1月1日から令和11年（2029年）12月31日の間に返還した奨学金

支援金の交付期間 … 令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）



(2) 交付される支援金額の算定方法

交付申請をする日の属する前年度の1月1日から1年間の間（以下「算定期間」という。）に返還した奨学金の合計額の1/2（1円未満切捨て）とする。ただし、10万円/年を上限とする。

5 認定申請の受付期間、申請方法

(1) 申請方法

原則、e-kanagawa 電子申請（右記二次元コードの市 Web 内から利用できます）

（電子申請が難しい方の場合、窓口にて受付を行います。5月20日～5月23日のみの受付となります）

（郵送による提出は受け付けません）



(2) 受付期間

【e-kanagawa 電子申請】5月19日（月曜日）9時00分から6月13日（金曜日）23時59分まで

【窓口持参】5月20日（火曜日）から5月23日（金曜日）。時間は9時00分から17時00分まで。

(3) 受付窓口（窓口持参する場合）

平塚市浅間町9番1号 本館1階 104窓口 青少年課（青少年育成担当）

提出書類

- ア 平塚市青少年奨学金返還支援金交付対象者認定申請書（第1号様式）*1
 - イ 誓約書（第2号様式）*1
 - ウ 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類の写し
 - エ 大学等を卒業していることを証明する書類の写し（例：学位記、卒業証明書など）
 - オ 住民票の写し（3カ月以内に発行されたもの）
 - カ 在職証明書（第3号様式）*1 又は自営業申立書（第4号様式）*1
 - キ 自営業者に該当する場合は、個人事業の開業・廃業等の写し又は前年分の確定申告書の写し
- *1 平塚市ウェブでダウンロードしてください。

6 募集定員

120 名（先着）

7 Q&A

質問	回答
現在、平塚市に住んでいない（住民登録を置いていない）場合も申請できますか？	申請できません。令和 7 年 1 月 1 日から継続して平塚市に住民登録を置いていて、生活している方が対象となります。
パート、アルバイトで働いている場合、対象になりますか？	常勤に該当すれば、申請できます。 常勤とは・・・1 週間の勤務時間が 1 年を平均して 30 時間以上又は 1 月の勤務時間が 120 時間を超える勤務条件に該当すること。また、市内企業等を適用事業所とする雇用保険の被保険者であること（ただし、5 人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業に従事する場合は、この限りではない）
支援金はいつからもらえますか？	令和 7 年度の支援金交付は、令和 8 年 4 月頃の予定です。
交付対象者の認定を受けた後、市外に転出した場合はどうなりますか？	市外転出により交付申請時点の要件を満たさなくなった場合、交付申請できません。 また既に支援金が交付されている場合、転出の事由により、市へ返還していただく場合があります。 詳しくは、青少年課までお問合せください。
交付対象者の認定を受けた後、勤務先が市外に変更となった場合はどうなりますか？	勤務先が市外に変更となったことにより交付申請時点の要件を満たさなくなった場合、交付申請できません。
交付対象者の認定を受けた後、退職した場合はどうなりますか？	退職により交付申請時点の要件を満たさなくなった場合、交付申請できません。 また既に支援金が交付されている場合、退職の事由により、市へ返還していただくことがあります。 詳しくは、青少年課までお問合せください。
交付対象者の認定を受けた後、転職する場合はどうなりますか？	「①再交付申請時点で就業していない場合」「②再就職までの期間が、退職した月の翌月から数えて 3 カ月を超える場合」は、①②いずれの場合も交付の対象外となります。

8 問合せ先

〒254-8686 平塚市浅間町 9 番 1 号

平塚市 健康・こども部 青少年課 青少年育成担当

TEL 0463-71-5950 FAX 0463-21-9738